

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること」について

平成22年8月

労働基準局安全衛生部計画課(高崎課長)[主担当]

労働基準局安全衛生部安全課（田中課長） [施策小目標1、4関連]

労働基準局安全衛生部労働衛生課（鈴木課長） [施策小目標2、3関連]

労働基準局安全衛生部化学物質対策課（半田課長） [施策小目標3、4関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）労働者の安全確保対策の充実を図ること

（施策小目標2）労働者の健康確保対策の充実を図ること

（施策小目標3）職業性疾病の予防対策の充実を図ること

（施策小目標4）労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

(予算)

(一般会計)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	908 (※)	915 (※)	904 (※)	878 (※)	676 (※)

(労働保険特別会計労災勘定)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	23,219 (※)	20,585 (※)	19,914 (※)	21,252 (※)	17,927 (※)

※上記予算額には、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の運営費交付金及び施設整備費が含まれています。

※当該施策に係る決算額は算出しておりません。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働災害による死亡者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	1,514	1,472	1,357	1,268	1,075
達成率		—	—	—	93.4%	84.7%
2	休業4日以上之死傷者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	120,354	121,378	121,356	119,291	105,718
達成率		—	—	—	98.2%	88.6%
3	定期健康診断における有所見率（%）（増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること/平成24年）	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1～3は、労働基準局安全衛生部調べ 指標1及び2の達成率は、（実績値/目標値）×100（%）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となります。 指標3は、達成水準が数値ではないため、達成率は算出できません。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	定期監督等の実施件数（件）	122,734	118,872	126,499	115,993	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 参考統計1は、労働基準局監督課の調べ 						
※定期監督（毎月一定の計画に基づいて実施する監督）						

（指標の分析：有効性の評価）

○指標１，２は、目標を上回っています。

→最近は景気の悪化に伴い工事が減少しているため、労働災害が増加しにくい状況にはありますが、安全衛生対策の効果があったと評価できます。

○指標３は、目標を達成していません。

→引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要です。

（効率性の評価）

労働災害防止対策については、業種、事業場規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策を５年ごとに決定するとともに、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施していると評価できます。

また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を把握した場合には報告を行うように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組を図っていると評価できます。

（今後の方向性）

○労働災害防止対策

業種、事業規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策を引き続き実施するとともに、労働災害が長期的に減少している要因として考えられる、事業者が自主的に行うリスクアセスメント※１や労働安全衛生マネジメントシステム※２といった、先取り型の安全衛生対策が事業場において展開されるよう都道府県労働局に指示を行っていく必要があると考えています。

※１ リスクアセスメント

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減策の決定、記録の一連の手順をいいます。

※２ 労働安全衛生マネジメントシステム

事業場における労働安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の a～d に掲げる活動を自主的に行うものをいいます。

- a 安全衛生に関する方針の表明
- b 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- c 安全衛生に関する目標の設定
- d 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

○定期健康診断における有所見率の改善

事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組んでいますが、脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質、血圧等による有所見率が増加しています。（労働基準局安全衛生部調べ）

→有所見の改善のためには、事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業転換や労働時間短縮等の事後措置等の実施等を指導又は周知啓発するなどの取組を強化しているところです（「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について（平成２２年３月２５日 基発０３２５第１号）」）。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）※見直し中であり予算が確定していないため
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（メンタルヘルス関係等）

新成長戦略において、目標が定められ、更なる取組が必要な対策、専門家による検討会の報告により、新たな取組が必要とされた対策等について、次年度の実施事項及び体制について検討し、現状の体制では、実施が難しい対応部署について定員要求を実施した。

(4) 指標の見直しについて

特になし